

原子力防災避難計画と再稼働審査の安全性問題に関する

申し入れ並びに質問書

高浜町長 野瀬 豊 様

この度は、ご多用にもかかわらず申し入れに応じていただき、ありがとうございます。早速ながら下記の通り、申し入れ並びに質問いたします。

9月中旬に発生した台風18号による災害の爪痕はまだ癒えず、記憶にも新しいところです。奇しくも高浜原発から30km圏に入る福井、京都、滋賀3府県を特定して、運用上はじめての特別警報が出され、厳重な警戒態勢が敷かれたにもかかわらず、甚大な被害を避けられませんでした。また被害は兵庫、大阪などにも及び、避難者の受け入れ先とされた各地で大きな混乱を余儀なくされました。

とりわけ各地で土砂崩れが発生し、常神半島先端の3つの集落や高浜原発から8kmの近さにある舞鶴市野原地区が孤立したこと、JR、高速道・一般道を問わず随所で交通が遮断され、嶺南から京都、兵庫への移動が事実上不可能であったことを考えると、自然災害と原発事故が複合すれば、いかに避難が困難となるかを示すものでした。

貴職は、原発の安全性が確認されれば再稼働を求めると公言してこられました。避難計画は『安全の両輪』のひとつと位置づけられているにもかかわらず、御町にはいまだ実効性ある避難計画は存在せず、避難計画がないままでの再稼働は断じて認められません。

私たちが複数回にわたり高浜町各地を訪ね、住民の皆様から聞き取りを行ったところ、避難出来ないのではないかと不安が口々に出されました。貴職が「不安を持っている住民は一人もいない」と豪語されたことと、事実は異なります。これら住民の声をお伝えするとともに、あらためて下記につき、申し入れと質問を行います。

また、再稼働審査に関する安全性問題についても、同様に質問・要望します。

1. 避難計画の策定について

避難計画の策定はどこまで進んでいるのでしょうか。

集落ごとに住民説明会を開催して住民の生の声を聴くことは、避難計画の実効性を高めるために不可欠と考えますが、貴職は前回、再稼働に関する説明会は不要だと答えておられます。避難計画策定では、住民の声はどのように反映されるのでしょうか。

要援護者と介助者について一人ひとり具体的に把握検討されていますか。

2. 避難路と避難手段について

先の台風であらわになったように、自然災害と複合する「原発震災」では、幹線道路やJRが機能を失うことが予想されます。

津波などによる水位の上昇と道路の冠水、がけ崩れ、積雪、道路の凍結など課題ごと、集落ごとの検証が必要です。避難路や避難手段の検証は行われましたか。

貴職は避難計画策定の法定期限であった3月18日を前に、毎日新聞の取材に対して「孤立する集落がある」と回答されています。それはどの集落ですか。どのような対策を講じ、かつどのように住民に説明されていますか。

音海の集落の避難路確保のため、トンネルを掘るとのことですが、出口が原発のゲート前であるとされ、「馬鹿にするな」という住民の声があがっています。計画の詳細と工事の開始・完成時期を示してください。

また、音海は小中学校をシェルター化して立て籠もるという案について、詳細を公開してください。

3. 広域避難について

福井県の避難手段は主として自家用車だとお聞きします。しかしながら、自家用車の増加は渋滞を激しくすると想定されることから、近隣自治体はその削減に腐心しています。貴職はどうお考えでしょうか。

避難途中でのスクリーニングはどの地域（原発からおよそ何km地点など）で実施されるのですか。また、自家用車主体の場合、広い駐車場の確保が必要であり、車体が汚染されている場合の洗浄も欠かせません。その目処はついていますが。

嶺南地方住民の西への避難先とされる兵庫県は、今年4月に兵庫県が行ったシミュレーションによれば、調査地点のすべてにおいて安定ヨウ素剤を服用しなければならぬ高い汚染が予測されています。このような地域に住民を送り出すことが妥当でしょうか。

福井県は、『結果として兵庫の避難先に着けばよい。避難路の選択は状況による』と回答されていますが、これは、場合によってはいったん南下（京都府側への越境）することを意味しています。御町は、前回、再稼働について近隣自治体の了解を求めるつもりはない、協議はしないと回答されましたが、避難について近隣自治体と緊密に協議することが必要ではありませんか。

4. 汚染水対策について

福島原発では深刻な汚染水漏えい・流出が続いており、有効な手立てはないままです。他方、関西電力の海への放射性物質の放出抑制対策は、シルトフェンスを海に張るというものです。四国電力の場合は格納容器の周囲に土のうを積むことが対策となっています。

これまでは（a）止める、（b）冷やす、（c）閉じ込めるという三重の防護でした。新規規制基準では、最後の砦として（d）拡散抑制が追加されました。この最後の砦である拡散抑制対策の内、海への放射性物質拡散抑制として関西電力が示しているのがシルトフェンスです。

海の汚染を防ぐための対策がシルトフェンスであることを知っていましたか。

シルトフェンスでは放射能をくい止めることはできず、福島第一原発でも何度も破れるなどしています。関西電力のこの対策で海の汚染を防ぐことはできないのではないのでしょうか。

福島原発の汚染水対策がない状況では、その教訓を汲み取って対策を立てることもできません。そのような状況で再稼働することは、海を汚染し取り返しのつかないことになってしまいます。再稼働審査は中止して、福島の汚染水対策に集中するように規制委員会に申し入れてください。

5. 関西電力の炉心溶融を前提としたシビアアクシデント対策について

再稼働審査では、重大事故（シビアアクシデント）対策が審査されています。関西電力の事故シナリオ（一次冷却材配管破断、ECCS機能喪失等の場合）では、炉心溶融が起きても炉心に一切注水することなく、溶けるに任せるとしています。そして全溶融燃料が原子炉圧力容器を突き抜けて格納容器下部に落下。格納容器の天井にあるスプレイングからシャワーのように水をかけて下部キャビティに水を張り、落下する溶融燃料を待ち受け

冷却するというものです。

このようなメルトダウン、メルトスルーを前提にして、原子炉圧力容器に水を注入しないという事故シナリオを描いていることを知っていますか。

福島原発事故を教訓とすれば、炉心溶融を前提にしたような再稼働は許されないのではないですか。

関西電力の事故シナリオでは、事故後20分で炉心溶融が始まることになっています。5km圏内の住民は、炉心溶融が始まれば避難の開始となっていますが、避難できるのでしょうか。

6. 原発の地震動の過小評価について

関西電力は、地震の規模を示す地震モーメント M_0 について、津波評価の場合は「武村の式」を使用し、地震動評価の場合には「入倉の式」を用いて評価しています。「武村の式」で評価すれば、地震モーメント M_0 は「入倉の式」の4.7倍も大きくなります。少なくとも津波評価と同様に、「武村の式」で地震動評価をやり直す必要があります。

地震モーメント M_0 が4.7倍になれば地震動も4.7倍となります。ストレステストで評価したクリフエッジ（崖っぷち）＝基準地震動 S_s の1.8倍よりはるかに大きな地震動になります。ストレステストの評価結果と比べれば、原発のほとんど全ての機器が破壊され、使用済み燃料プールの冷却系統も働かないため、大規模な火災が発生して使用済み燃料内の放射能が大気中に放出されます。まさに、福島第一原発事故をはるかに超える過酷事故が発生します。

規制委員会に対して、津波評価で使用している「武村の式」で地震動評価をやり直し、耐震安全性について早急に検討し直すよう、要請してください。

（別紙参考資料：市民団体が規制委員会に出した要請書 2013.11.8。ストレステスト結果資料）

以上のように、実効性のある避難計画も確定しておらず、再稼働審査での安全性確認に大きな問題がある中で、町民と周辺住民の安全性を最優先にして、再稼働を認めないことを要望します。

ご多用とは存じますが、上記の質問事項につき11月21日までに、文書による回答を求めます。

2013年11月14日

提出団体（9団体）

原発設置反対小浜市民の会（福井県小浜市）／プルサーマルを心配するふつうの若狭の民の会（福井県若狭町）／原発にたよらない滋賀の会（滋賀県）／原発なしで暮らしたい丹波の会（京都府）／グリーン・アクション（京都府）／七番めの星（京都府）／おいおい原発仮処分尼崎原告の会（兵庫県）／脱原発わかやま（和歌山県）／美浜の会（大阪府）

連絡先団体

プルサーマルを心配するふつうの若狭の民の会 福井県若狭町 石地 優
美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会（美浜の会）

大阪市北区西天満 4-3-3 星光ビル3階 TEL:06-6367-6580 FAX:06-6367-6581